

金子堅太郎と国体明徴問題

はじめに

本稿は昭和十年（一九三五）の国体明徴問題を通して、憲法制定事業の功臣の一人である金子堅太郎（嘉永六年〜昭和十七年（一八五三〜一九四二）の政治意識を検討するものである。¹

国体明徴問題は昭和九年二月十八日、第六十五議會で貴族院議員菊池武夫が東京帝国大学教授・貴族院議員美濃部達吉の天皇機関説を国体に反する学説と発言、翌十年二月七日、第六十七議會の衆議院で江藤源九郎が、十八日に貴族院で菊池武夫がそれぞれ機関説を攻撃したことを発端に本格化する。この問題に対し、枢密顧問官・維新史料編纂会総裁であった金子は首相岡田啓介や教育総監真崎甚三郎をはじめとする政府・軍部要人に、機関説を排撃すべきとする「意見書²」を配付するなど積極的に関与しようとした。その結果、文部省・軍部等から憲法に関する講演会の依頼を引き出し、文部省はその講演速記をもとに国体明徴政策の一環である憲法講習会において「帝国憲法制定の精神 欧米各国学者政治家の評論³」をテキスト（憲法教育資料）に指定するに至る。なぜ金子はこのように積極的だったのでしょうか。

ここで次の金子の言葉に注目したい。「日本の憲法は日本の歴史を骨子と

し、基となして、形だけは外国憲法の形に則りて書いたものでありまして、精神は何処までも二千五百年万世一系の天皇が君臨して政治を行はせらるると云ふのが日本の国体であり、又、明治天皇の思召であります。吾々は明治天皇陛下の思召により、長く日本の国体を尊重し、皇室を上に戴き、之を擁護して行くやう、十分此方面に力を尽し度いと思ふのであります。⁴

金子は、憲法の本質とは皇室を中心とする国体の擁護にあるとする。さらに国体の擁護は明治天皇の思召であり、それを体することが国民の本分と解釈されている。後述するように、金子は機関説を国体に反する「僻説」としてその排撃を唱えた。その主張の根底に、右の言葉が強烈に反映されている。以下、その点を念頭に置きながら、国体への危機が意識され始めた大正期より稿を起し、金子の現状認識と行動を追っていくこととする。

一、世界的な君主制の危機と日本

ここではまず、国体明徴問題以前の金子の国体への危機感を確認しておきたい。

第一次大戦後の世界的なデモクラシー思潮の中、君主制をとる国家は漸次崩壊・衰退していった。また日本においてもデモクラシー思想が勃興するとともに、共産主義に代表される「危険思想」も台頭する。こうした中で日本の指導者たちは君主制に対する危機感を深め、その対処方法を模索していったが、金子も同様に日本の皇室の存続に危機感を募らせていった。大正七年（一九一八）十二月一日の斯文会における講演で金子は次のように述べる。

儲茲に諸君に最も御研究を願ひたいのは、昨今露国帝国亡び奥大利帝国亡び独逸帝国亡びました、斯かる時に當つて完全に帝国の主権を有つて居らるるのは我天皇陛下だけであらせられます。然るに今日世の中の議論或は世界の大勢を觀ますると、民主主義が興り君主政体が負けたのだと云ふことを申す者もあります、成程独逸のカイゼルのやうな誤つた帝政主義は亡びたでありませうが、併しながら完全なる真正なる帝政主義は却つて榮えて居るのであります。我邦こそ真正の君主政体でありまして、御歴代の天皇の我々に君臨し給ふ大御心は欧米のそれとは余程趣きを異にして居ります、カイゼルの如き誤つた帝政主義とは天地の相違があります、英吉利でも仏蘭西でも、帝王と人民との關係は征服者と被征服者であります。日本のは天皇陛下が一家の中心となられ、国民は皆一家族として發達して來たのであります、決して征服者と被征服者との關係ではありません。

金子はここで天智天皇の「朝倉やきのまるとのに我居れば名乗りをしつつ往くは誰が子ぞ」、あるいは明治天皇の「罪あらば我を罪せよ天津神民は我身の生みし子なれば」などの御製を例に、古來天皇（皇室）と人民がいかに親密な關係であつたか、天皇の人民をみる目がいかに慈愛に満ちたものであ

つたかを述べ、「歐羅巴に果して斯う云ふことがありましたらうか、我輩寡聞にして未だ發見せぬのであります。（略）民主主義などは決して日本に發達するわけが無い。若しも歐羅巴から民主主義などが這入つて來たならば、却つて之れを日本化して了ふのであります」と述べる。⁽⁶⁾ここでは崩壊・衰退した君主国と日本の皇室の相違、日本の皇室の特殊性と優越性を再確認することによって、危機に直面した自国の誇りを鼓舞せんとしているように見受けられる。しかし昭和六年、スペイン内戦によってアルフォンソ十三世（Alfonso XIII）が退位に追い込まれ、同国に共和制政府が誕生した時には、「此日、西班牙皇帝アルフォンゾーヤ第十三世王位を退き共和政府樹立せられたり。（略）嗚呼歐洲にも亦一つの王国滅亡し民衆の政府樹立せられたり。果して王政は二十世紀の政治には適當ならざる乎」と「日記」に記したように、より率直な憂慮が読み取れる。

こうした世界的な君主制の危機状況の中で、金子は歴史からその要因を探ろうとする。金子は昭和四年末に読了（「日記」四十二・十）したロンビア大学教授ヘイス（Carlton J.H.Hayes）及びムーア（Parker Thomas Moon）の合著『近世史』（MODERN HISTORY）をもとに、次のような結論を導き出す。

古來政界の変遷は、①宗教政治、②君主政治、③民衆政治に区分される。①宗教政治の時代とは、ローマ法王が神権をもって政治をなし、その専横の結果、君主の反抗、宗教改革を惹起し、各国の君主もその支配より分離し、君主は領内の政治を専擅して政教分離の時代となつた。②君主政治の時代とは、君主が領内の人民を支配し租税を徴収し、生殺与奪の専権を有する専制政治の時代であり、各君主は競つて領土を拡張し、學術の進歩、各種の發明

により他国を侵して富源を獲得し、商業を發展させた。人民も富裕となった結果権利を主張し、君主と人民の衝突が起り、「民衆政治」の初めとして米國獨立をみるに至る。さらにその余波としてフランス革命が起り、君主を廢し、共和政治となった。しかし民衆にはいまだ政治運用の技倆はなく、ナポレオンがやがて皇帝となる。よつて「民衆政治」は廢滅する。③民衆政治の時代は、ナポレオンの專横を廢し、再び民衆政治となる。ついでフランス第二革命を経て欧州全般が民衆政治となる。英白和伊西等の諸國も表面君主政体だが実権は民衆の掌中にあつた。この第三の時代に第一次大戦が勃発する。學術の進歩と發明により戦争は技術の戦争となり慘憺たる形勢となった。大戦の結果、貴族勢力の失墜、商工の發達による富豪・労働者勢力の増進、資本と労働の争議發生など社会の風紀は紊亂し、道德觀念は消滅し、經濟は紛亂を來した。しかし「民衆は益々跋扈し、其權利を強請するに至」つた。人民が普通選挙にて投票権を得たのはこの結果である。

「此時に當り、欧米の政治家は将来を憂慮するも其善後策なし。君主はあれとも名のみにして実権は未經験の民衆に掌握せられたり。憲法は従来君主の專權を制止する為に發生し、所謂消極的政策なり。今回民衆の跋扈專横を抑制する政策なきに苦む」。「君主專制は人民の反抗に依り之を抑制したり。今や民衆の压制は何を以て抑制する乎。第三の改良ある乎如何は目下の緊要問題なり。此問題は五、六千年以来の懸案なり」。これが昨今の欧米の現況である。

しかし斯文會講演で見たように、日本は「天皇陛下が一家の中心となられ、國民は皆一家族として發達して來た」のであり、西欧のごとく君主と人民が「征服者と被征服者」の關係ではあつてはならず、逆に人民も「家長」に對

するがごとく、畏敬の念をもつて對すべきものであつた。

こうした本来あるべき日本の姿（國體）に迫りつつあつたのが、まさにかかる世界情勢であつた。それではそのような状況にいかに対処すればよいのであろうか。金子はいう。「大禹謨に曰く、罔違道于百姓之登、罔哂百姓從己之欲。君主專制の弊害と民衆政治の弊害は茲に明記あれとも、支那五千年以来の碩儒、聖王、賢相も其弊害を抑制する方途を示さず。唯書經に曰く、政者正也。然らば則正しき政治をなすのみと。正しき政治は民衆を教育するにあり。然るに欧米の教育は従來其方針を過りたり。科學に重きを置き過ぎて道德を疎外せり。道德を顧みざる結果今日の形勢となり、而して其教育の方針に付欧米人は如何せは宜しき歟と考慮し居れり」以上、「日記」六・六三〇。ここで示されているように、「民衆の压制」を矯正するには、「正しき政治」すなわち「民衆を教育すること」が最重要であり、「教育」は「道德」に基づくかねばならなかつた。金子は『近世史』の「この世界の紊亂、國家の危険を救ふには只教育あるのみ。人民は學識のみにては善良の人とならず。又成功するものに非ず、現に高等の教育を受けたる罪人は我監獄に繋がれ居るにあらざるや。學識にして若し善行を為す希望と併行せざれば危険なり。これと反對に善行を為す觀念も亦學識を以てこれを指導せざれば却て損害となる。蓋し今日の世界は道德と學識との二つの要素を要求す。故に男女共此二つの資格を併せ有して始めて善良の市民となる。この市民無ければ我國（亞米利加）の將來は全く暗黒となる。故に吾々はこの善良なる市民の多數の現出を待つて初めて人類が数千年間地球に棲息して見聞したるものよりも一層善良なる状態を望む可きである」という結論を引き、次のように述べる。「之に由て是を觀れば學識道德併有の市民が出て來なければ國の文明は望まれない。

これを詳しく申しますれば、国を文明の域に達しようと思へば、教育といふ車を持たねばならない。其の車は道德と学識の両輪の上に乗って初めてどん／＼動いて行く。今までは物質的だけで、学識ばかりであつて道德は軽々しくなり、片跛なる教育が行はれて本当の教育では無い、これでは国の文明は図られない。道德と学識と云ふ両輪の上に乗つたる教育車を以て国民を文明に進めねばならない、今日迄の教育は片跛だから碌な事は出来ない。高等の教育を受けた者が沢山監獄に行つて居る。これは即ちヘーとムーンの卓見だと思ふ」。

この道德とは具体的には教育勅語のことである。金子は欧米人が何ら対策を見出せなかつた問題に対し、「然るに明治天皇は四十年前、已に世界の大勢を洞察せられて教育勅語を公布せられたり。此教育勅語は日本のみならず、欧米人にも適用すべき万古不易の金言なり」と述べる（以上、「日記」六・六三）。金子はヘイス、ムーンの論及び明治天皇の「洞察」をもつて、日本に迫りつつある危機を、道德と学識のバランスのとれた教育を提唱することであり切らうとするのである。

二、日本における教育問題

それでは、民衆を教育する側の状況を金子はどのように認識していたであろうか。まず念頭に置かれるべきは政府、殊に教育政策をあずかる文部省である。金子の文部省観は次の書翰から窺える。

時局救済之御高見ハ小生従来抱懐せし処ニて外交、文教之当局大臣ニ屢々陳述致候得共少しも不顧且つ何等之対策無之、単ニ文政審議會之如

き無能無為之機関も設け又は治安維持法の如き弾圧的之法律を作るのみニ有之、誠ニ憤慨ニ不堪候。(略)又思想險悪、赤化伝播を救済するニ付而ハ教育之根本的の改革を必要と存候。今日文教当局之治療法は単ニ上ハ部に顕はれたるものを菅葉張ニ而少しも其病之根源ニ触れず、大臣之訓示演説、教育屋(教育家と云ふこと能はず)之會議等ニ而は到底根治する事不可能なり。断然大学、高等学校之教授ニ斧鉞を加へ、彼等か生徒に險悪又は赤化之パチルス注入する事を根絶すること緊急と存候。殊ニ今日之学制は徒らに表間口のみを拡大にして奥行之浅薄なるには憂国者異口同音之定論ニ有之、未熟不完全なる学校を無暗ニ増設し、国費を増加し、其卒業生は雇人無之無職業ニ而只々不平危険之青年を社界に充満せしむるは国家衰運之基と可相成歟と存候。依て貴兄之外交革新、根本的の教育の改革之二点ニ付而ハ小生は满腔之熱心を以て賛成致候。何卒十分御尽力之程奉希望候。

金子は第一に、「思想險悪、赤化伝播」という憂うべき国内状況に対し、文部当局の施策が「上ハ部に顕はれたるものを菅葉張ニ而少しも其病之根源ニ触れず」とその場凌ぎに終わっていることに不満を示し、「断然」たる「根本的の教育の改革」を行ない得る指導者として「教育屋」ならぬ「教育家」の出現を期待する。さらに「思想險悪、赤化伝播」の根本原因として「未熟不完全なる学校を無暗ニ増設し国費を増加し其卒業生は雇人無之無職業ニ而只々不平危険之青年を社界に充満せしむる」これまでの文教政策の弊も指摘している。

では実際に学生の教育にあたる教育者を金子はどのようにみていたであろうか。金子が特に問題視していたのが、前掲書翰にもあるように「思想險悪、

赤化伝播」の温床となっている「生徒に險惡又は赤化之パチルスを注入する」「大学、高等学校之教授」、殊に帝国大学の教授であった。昭和三年の三・一五事件以来、大学においても共産主義を唱えるいわゆる「左傾教授」「赤化教授」への弾圧が行われるようになり、同年四月には東京帝国大学の太森義太郎、京都帝国大学の河上肇、九州帝国大学の石浜知行らが辞職を余儀なくされていた。さらに大学への弾圧はそれ以外の教授にも及び、昭和八年、京都帝国大学では法学部教授滝川幸辰の講演や著書が不穏当として問題化した滝川事件が起きていた。⁽¹⁾この問題に関し、金子も敏感に反応している。五月二十六日の閣議で滝川の休職処分が決定し、法学部教員が抗議の総辞職をした翌二十七日、金子は子息武磨をして文相鳩山一郎に断乎たる処置をとるべきことを伝達させている。

金子は帝国大学とは帝国大学令第一条にあるように、日本の国家に須要なる學術を研究・教授すべき場所であり、「欧米に流行する虚無党、社界共産主義は我國家に有害なるものなれば、断然大學にては研究教授する事を許さざる方針」であるとする。しかるに大學はその方針に反してこれら「危險思想を講究授業し」、ついには「河上肇教授其他、同意見の教授ありて華族の生徒、即ち男爵石田英吉の相続人等多数の危險思想のものを出し」、「其結果、昨今河上を刑事被告人とするに至」った。また教授会による総長・教授任命の慣行を「官紀の破壊」とし、「苟くも勅任、奏任の官に在るならば長官の命に服従すへし。官吏の待遇と俸給を受けて國家須要の學術を教授せず、日本の國体に反し危險なる學術を教授するか如きは断然免職すへし」「大學の教授及生徒等も之を応援して文相を強迫せば大學を閉鎖しても可也」とした。金子は自身が明治三十四年（一九〇一）、第四次伊藤内閣の法相として

司法官連袂辭職問題を處理した経緯に触れ、これまでの大學の姿勢を「從來の文部省の腰弱を見込んでの強迫」として「断然たる処分」を求めたのである（以上、「日記」）。

こうした金子の思想の背景を窺い得るものとして、大正十一年十一月二十五日東湖先生記念会で行った次の講演がある。「今日の如く歐洲戰爭の余波として我日本の思想界も大變動を來し、新思想、新思想と云ふて日本古來のことを言へば皆陳腐とか、或は天保時代とか嘲り、以つて十分に研究もせず只新思想とか欧米の新しい思想とかと絶叫して終にはポルセヴィキの如き危險極まる説が続々輸入されて日本の思想界を攪亂せしめんとしつ、ある。実に日本將來の爲に甚だ憂慮に堪へず」とした上で、『弘道館記』より「若西土唐虞三代之治教資以贊皇猷」の一節を引き、わが國の學者のあるべき姿勢を説く。「外國の治教は之を採つて以つて天皇陛下の政治を賛くるの資となすべきである。往時は唐虞三代之の治教と云ひたれども今日は其以外に欧米の學術をも加へ採つて以つて皇猷を贊すべきものである」。さらに「俗儒曲学舍此從彼」を引き、徳川齊昭が學者を「攻撃」した背景を考察し、その精神をもつて現代の學者の龜鑑とすべきだと論ずる。「是は支那文明の渡來して以來、單に漢學に心酔したる日本の俗儒曲学の徒が日本の歴史を顧みず、日本の事情を鑑みず、只彼の支那の制度文物を我日本に適用せむと企つることとは宜しくないと警戒せられた。独り警戒せられたのみならず、日本人は宜しく斯くすべしと断言せられて居る。即ち日本人は奉神州之道資西土之教とある。是れ蓋し宝祚無窮、國体尊嚴と云ふ神州の道を奉して支那の學問を採り用せよと書いてある。この方針に依り、日本人は神州の道を土台にして、支那は勿論欧米の學問を研究して日本帝國の二千五百年來尊嚴なる國体を維持

して皇猷を翼賛せよと訓戒せられて居る。故に今日我帝国の根本たるべき国体をも鑑みず、徒らに欧米の新しい事柄を学び、或は彼の国の新奇な説に趨るのは国を誤るの甚だしきものである⁽¹⁵⁾。

つまり金子は、日本の学者が研究・教授することは「尊厳なる国体を維持して皇猷を翼賛」することと不可分であり、したがって外国の治教はその助けにすべきものに過ぎない。しかるに現今の学者は新奇の思想に幻惑され、それを忘れていと憂歎するのである。

このように日本の教育機関は、金子にとつて極めて重大な欠陥を内包していると考えられたわけだが、さらにこの時期、皇室（国体）を危殆に陥らせると考えられた事態が存在した。それは「皇室の藩屏」たるべき華族の腐敗であった。

金子が不逞華族問題に注目していたことは、不逞華族の現況を報じた『国民新聞』昭和九年九月二十七日掲載「墮ちゆく華胄界／一代華族論者に論題を投ず／好感を以て迎へられる乃木家の辞爵問題」を読み、「華族の将来を鑑み何とか其維持方法を研究するの必要」を感じてその「方法を研究論議する為に宮内省に於て特別委員会を設くるの必要あり」と記したことからも窺える⁽¹⁶⁾。金子は昭和八年三月に罹患し、九年七月まで病床にあったが、その間、宗秩寮総裁木戸幸一のもと華族の肅正が行われていた。九年三月三十一日には学習院に院長以下教職員一同を召集し、「華族子弟の生活肅正のため上流子弟の訓育に当る当事者として十分の考慮を払つて善処すべき旨の訓示」が与えられ、また四月二日には宮相湯浅倉平が華族会館長代理小笠原長生を華族代表として招致し、「近時の華族の非行に鑑み懇談的に注意を与へ」た⁽¹⁷⁾。さらに同月十三日、華族会館長徳川家達の名をもって、全華族に対して警告

の文書を発した⁽¹⁸⁾。この文書は臥床中の金子にも届いており、金子はこれに対する意見書を草し、湯浅・徳川に送付した⁽¹⁹⁾。

金子は湯浅宮相の訓示及び徳川華族会館長の文書を、「已に時機は遅れたる感有之」とし、「華族今日の状態を救済匡正するには其根本を忘れて其末葉を論議するものにはあらずや」と批判する。そして「即今日華族の思想險悪と相成又品行墮落致候儀は畢竟従来文部大臣に於て教育勅語と大学令とを軽視して之を遵奉せざるに原因致し候ものと存候。依て今日の急務は華族の自省を喚起するよりは速に教育制度を根本的に改新匡正する英断を緊要と確信任り居り候」と述べ、大きく二つに分けて自身の意見を披瀝する。

第一は日本の教育制度の根本的改革についてである。金子が「根本より改革致さ、る限り」とする理由は、「今日は文部大臣の權威は毫も大学又は専門学校の教授に対し行はれ不申、現に大学令第一条に「大学は国家須要の學術を教授す」と有之候へとも国家に須要ならざる学科を授業するのみならず危険なる欧米新奇の迷論即ちマーキシズム又は階級打破革命の必然性など日本の国体を破壊して累を皇室に及ぼす如き論説を講義する教授有之も文部大臣は之を解職すること能はざる有様に有之。又文部大臣より大学総長の任命を上奏裁可を得て公表したる後にても教授が連合して反抗すれば直ちに新任総長を罷免すること先年来屢々見聞致候」と、明らかに前年の滝川事件が念頭に置かれた改革案であることがわかる。

第二は学習院制度と教授方法の改革である。「学習院は明治天皇の偉大な勅諭を以て皇室の旧制を御再興あり華族の精神と徳行を涵養するを目的とせられ候ものに有之候」と述べ、近衛篤磨、乃木希典両院長時代、兩人から自身が学習院改革に対し意見具申を求められた逸話を述べる。殊に乃木時代

には「漢学と英学の教科書選定の不都合を指適し、当時用ゆる処は皆普通民衆の子弟に適する教科書にして華族の階級に必要ならず、又其の精神を修養するものに無之を發見したるにより漢学には弘道館記述義を、英学には曾て英帝「ビクトリヤ」が「ロード、プロハム」に命じて著述せしめられ候貴族論「アリストタラシー」を教科書に採用有之可然旨勸告したが、教頭・教授により拒絶されたという。金子がこの進言をしたのは、「此の如き教授方法にては華族子弟の育成は民衆主義と異ならず漸次悪化して華族の精神を涵養すること出来不申、其他種々の積弊有之」ためであり、それが実行されないまま今日に至っていることは「残念」なのであった。「依て今日は華族一同に注意致すよりは断然学習院の制度及教授の方法を改新して華族の精神を涵養し其人格を育成し以て士民の上位に立ち皇室の藩屏とならしむること緊要と確信」するのであった。

このように、君主制の危機状況において、皇室を翼賛すべきことを国民の本分と考える金子にとって、上記のような思想状況は極めて憂慮すべきものがあった。ここにおいて教育の根本的改革が早急に求められるのである。

三、国体明徴問題における金子

国体明徴問題はこうした金子の憂慮の内に發生するのである。この問題に関し金子が發した第一声は、友人の枢密顧問官栗野慎一郎に語った次のようなものであった。

先日來貴衆兩院にて美濃部達吉の天皇機関〔説〕に關し議論騒しく、首相、内相、文相共、其説は不穩当なれとも學説としては學者に任す外な

しとて責任を遁る。此事件は學説としても日本人民は公言すべきものにあらず。日本憲法に背反し、国体を根本より顛覆するものなればなり。已に美濃部の門弟たる大學教授鈴木某は其非を覺り同人の著書を滅版したりと聞く。明治十二、三年頃、加藤弘之が憲法論を著述し、其内に我國体に反することあるを世人に駁撃せられし時、其非を覺り絶版したる先例あり。今日の如く世論囂々たり。又已に美濃部を不敬罪を以て告發したる衆議院議員あることなれば、内閣は断然天皇機関説は我憲法に抵触したるか否を議定し、同議院に於て答弁すべきに、事を曖昧の中に残し、遁辭を設けて其責任を逃る、か如きは不当なり。其件は当然枢密院に御諮詢あるべきものなり。同院の官制に依れば、憲法に付疑義ある時は其審査決定を要するものなり。内閣は何か故に枢密院の議に附せざる歟。〔略〕此問題は憲法の真髓なるのみならず皇室の基礎尊嚴に關し、國家の将来に禍根を残すものなり。今日一掃して明治天皇の御思召を國民に普及周知せしむべきもの也〔日記〕十・三・三。

すでにここで、「今日一掃して明治天皇の御思召を國民に普及周知せしむべき」という機関説排撃の決意表明がなされている点に注目しておきたい。

三月十七日、軍事參議官海軍大將加藤寛治が金子の子息武磨を招き、「江藤源九郎問題」を相談した結果、同日金子は加藤に電話し、「美濃部は大問題、荒木、徳富より尋ねられしも断れり、加藤君なれば語る」と述べた。翌日加藤が金子を訪問し、機関説問題の解決方法を相談した。金子は「憲法制定の沿革、法律學者の誤謬」を説明した上、「解決方法は枢府官制第六條に依り御諮詢あるべき事を説示」した〔日記〕。金子は四月一日付加藤宛書翰で述べているように、この問題は「司法、内務兩省に於て瀾縫策にて解決する

ものとは不存候」として枢密院官制第六條第二項に基づく諮詢によって「將來の禍根を一掃するの必要」を説いたのだ⁽²⁰⁾。四月一日、金子は子息武磨を通じて「意見書」を首相岡田啓介・文相松田源治に手交、加藤寛治に郵送している。翌日松田から「天皇機関説跡始末」について意見の返答があり、再度金子より書翰が送られたというが同書翰は確認できない。また七日には同様の「意見書」を陸相林銑十郎・海相大角岑生・教育総監真崎甚三郎にも送付した(以上、「日記」)。九日、内務省は美濃部の三著書を発売禁止処分⁽²¹⁾に付し、文部省は各学校に国体明徴の訓令を發した。十日には松田文相が地方長官・大学総長に訓令を与えた。五月二日には松田文相が訓令後の報告に訪れ、「教員等も統々反省改心する情況」を伝えた(「日記」)。

五月以降、陸軍軍人から憲法問題に関する問い合わせが入るようになる。二日、陸軍大佐鈴木某⁽²²⁾が、十八日には予備役陸軍中佐山田耕三が來訪して陸軍次官橋本虎之助ら陸軍將校が「特に天皇機関説に付余の意見を聴かんことを請求する旨を伝えた。これに対し金子は「陸軍大臣及岡田首相よりの請求ならば承諾せんと返答」した。さらに六月八日には參謀次長杉山元が訪れ「軍人統一の点」より金子の意見を陸海軍要部に説明することを希望した。金子はここでも陸海相・參謀本部・首相が希望するなら応諾するとし、杉山は再協議の上、さらに訪問すると述べた(「日記」)。ここからは金子が、機関説に対する自身のこれ以降の行動につき内閣・軍部などの公的な依頼に基づくものであるという正当性を確保するための布石を打っている様子が窺える。この訪問の結果、十一日に橋本次官は「(内閣)書記官長と天皇機関説に付て語り金子伯起用を説」⁽²³⁾いているが、元老西園寺公望らは金子の関与を嫌っていたようだ。五月二十五日、「金子伯から總理の所に憲法制定の由来

を書いたものを送つて来て、その中に機関説に対して憤慨してゐる動きがあった」という噂を聞いた原田熊雄が西園寺を訪れ、同邸より白根書記官長に電話で確認したところ、「意見書」が首相・文相・陸相に送られたといい、原田は「それをあんまり大きく政府が扱はないやうに」注意を与えている。そもそも金子が機関説問題を枢密院官制により憲法の疑義として枢密院に諮詢すべきことを希望していたことはさきに述べたが、金子自身も記しているように枢密院での機関説問題の追及は美濃部の師でもある枢密院議長一木喜徳郎らの責任問題に發展する恐れがあつた⁽²⁴⁾。

こうした中、六月二十四日、松田文相の使者が訪れ、松田が師範学校・専門学校の校長を文部省に召集し、「憲法問題」につき講演を依頼した。金子はここでも首相・陸相・海相の請求があれば承諾する旨答えている。翌日、松田文相の使者が訪れ、その日の閣議で松田の發議に三相が賛成したと伝えて講演を依頼した。政府の金子起用の背景は必ずしも明確ではないが、「意見書」の提出や枢密院への諮詢を要望するなど積極的な姿勢を見せる金子に対して、憲法起草の唯一の残存者として最低限の配慮を見せているのかも知れない。金子はこれを受け、七月十六・十七の両日に、「憲法制定の沿革及び欧米の政事家及び学者の我憲法に対する批評」と題して行うことになつたが、病後のことでもあり講演時間は三、四十分とし、日程も十八日に変更された。そして十八日、文部省が国体明徴政策の一環として開催した憲法講習會(於文部省講堂)において約六百人の聴衆を前に「日本帝國憲法制定の由来及び欧米政事家碩学の批評」と題し講演が行われたが、その時間は予定を大幅に越え、二時間二十分に及んだ。金子の並々ならぬ意欲がここからも窺える(「日記」)。

八月三日、在郷軍人等の排撃運動を抑えきれなくなっていた林陸相の要求により岡田内閣は第一次国体明徴声明を発表する。同日、新聞記者からインタビューを受けた金子は「声明書の前段は先日文部省に於ける余の講演の旨趣と同一なり。但し其後段の「寔に憾に堪へず」の一句は微温的にして余の遺憾とする所なり。今少しく強剛明確に公表すこと必要ならん。例へば「是れ世界無比の日本帝国の歴史及び尊皇無二の日本臣民の觀念に悖ると」云へは明確なりしならん乎」と不満を示している（「日記」）。

二十七日、維新史料編纂会編纂官藤井甚太郎が十八日の講演速記五十部を持参、講演が好評を博し、陸軍では二十万部を印刷して全軍に配布すること、東京日日新聞は小冊子として読者に配布するとともに一般に向けても発売すること、また他の十三団体も印刷して会員に購読させることを伝えた。金子は藤井に侍従長鈴木貫太郎を経て天皇に奉呈することを命じている。九月五日には藤井をして秩父・高松・閑院・伏見・東久邇・賀陽の各宮にも奉呈している（「日記」）。

九月十七日に司法省は江藤源九郎より不敬罪で告発中だった美濃部を起訴猶予処分にした。十八日、美濃部は貴族院議員を辞職したが、その際の信念は変らぬとする発言により非難が再発、二十五日には陸海兩相が内閣に再声明を要求するに至った。こうして十月十五日、政府によって第二次声明が発せられることになるが、それを知った金子は十三日、次のように記している（なお同日、金子は内務省の依頼により同省若手官吏等を対象に憲法記念館において講演している）。

昨日閣議にて国体明徴再声明書を協議す。未だ確定せず。抑国体明徴声明書を発する以前に内閣にて決定すべき問題は教育制度改革なり。現下

の中学、高等学校、大学の教育は欠点多く、殊に日本歴史、国体を除外して外国の政治法律の理論のみを教育し、教員其人を得ざるに依り、国体に反する理論を教授することは必然なり。其本を改良せず其末を明徴せんとすは抑誤謬も甚し。内閣は此際、断然大学以下の制度を改革すへきものなり（「日記」）。

ここで再び根本的な教育改革論の必要性が語られているが、そもそも金子は十一月二十八日、元文相小橋一太と会談し、「教育刷新」について述べ「学制の大体を示」している。それは、「一、中学校を四年とし其上に二年の予科を設くる事。一、予科は一は大学に入る準備とし、第二外国語を廃し一箇の外国語とし他は一は商工農其他の専門学校に入る準備とする事。一、高等学校を廃し単科大学とする。然らば大学の不足を補ひ、又東京に蝟集する大志願者をして各地に於て大学教育を受くるを得せしめ、又高等学校の職教員をして職業を失ふの不幸を救ひ、又大学卒業して学士の称号を希望する生徒を満足せしむ。一、今日の帝国大学は綜合大学の実を挙げしめ徒らに學術研究を一般人民の子弟に押し売りすることを禁止する事。一、教育の要は、生徒の脳髓の優秀と痴鈍とを鑑み、又人民の財産程度とに依り、国民をして各々学生の智脳と財産とを目的とし教育する事。一、今日の制度に依れば百姓、漁夫、樵夫、貧民の子弟も小学に入れは大学に行かんとするか如き野心を懐き、中途廢学すれば何の職に就くこと能はず。社界を呪ふに至り、其結果共產赤化と変し国家の危険人となる。一、教育の事は學者に放任せず、大政治家にて其方針を確定すへし。世に所謂教育屋をして文部大臣を掣肘せしめざる事第一緊要なる事」というものであった（「日記」）。傍点原文のママ）。

ここからは「共産赤化と変し国家の危険人となる」ことの防止に最大の注意が払われていることがわかるが、「百姓、漁夫、樵夫、貧民の子弟」云々とあるように、その根底には各々の本分を弁えることが追求されているといえよう。

同案は恐らくいずれ当局に提示する用意があったものと思われるが、それから約二ヶ月後の十一月二日に松田文相が急病により死去、さらに同月二十六日には二・二六事件が勃発し、岡田内閣が倒壊する。金子は広田弘毅内閣の組閣に際し、友人である予備役陸軍中将原口初太郎らを通じて「殊に文相の選任は、運動家又は同県候補者より採用せず大人物を以て文相となし、大学の先生其他俗物の教育家を圧抑するに足るべき人物を採用して、教育及び思想の両方を改新する様広田に忠告すへしと申附」けた（『日記』十一・三・十七）。また七月十五日、二・二六事件後の戒嚴令解除のための枢密院本会議でも「本年二月廿六日不祥事件は軍人に限ると雖も、一般人民の思想險悪に起因せり」と前提し、国体明徴問題の際と同様の教育改革論を主張する（『日記』）など、その後も機を捉えて文教改革に強い関心を示したが、昭和十年の国体明徴問題における金子の動きの活発さは、その中でも群を抜いているものであった。

四、明治天皇の「代弁者」としての金子

次に国体明徴問題において金子が何を主張したのか、またその背景にはどのような意識があったのかを検討したい。

金子のこの問題に対する意思が端的に表明されているのが文部省における

講演（それに基づいて刊行された『精神』）と岡田首相以下に提出された「意見書」である。そしてその金子の意思とは、国体擁護を明治天皇の意志（「御思召し」）として強調し、それを「国民の義務」として周知徹底せしむることであった。国体明徴は憲法解釈という問題を孕んでいるため、憲法制定事業の唯一の残存者であることは特に有効に作用した。事実、文部省における講演で「憲法と国体に就いて御話をするには、残存者の義務と考へまして私が御請を致した訳であります」（『精神』四頁）、あるいは「意見書」において「唯今日は曾て憲法制定の天命を奉し其事業を主宰せられたる伊藤公は逝き又之に参画したる井上毅、伊東已代治も亦此世を去り独り余のみ存したれば残存者の義務として死者に代り起草当時の実況と其精神を略述し」云々と述べているのはその証左である。その上で金子は憲法制定史において明治天皇をはじめとする関係者が、国体を擁護してきた事実を実証する。

まず明治維新から明治十四年の漸次立憲政体樹立の詔までの時期において「憲法政治の淵源」である五箇条の御誓文について触れる。ここで注目すべきは御誓文の精神である。「明治天皇の御思召では「智識ヲ世界ニ求め大ニ皇基ヲ振起スベシ」とあつて、世界中から智識を取入れて、日本の皇基を振起せよと斯う云ふ御思召であらせられたと恐察し奉る。〔略〕明治天皇は「智識ヲ世界ニ求め」よと仰せられたれども、それは何の為に求めるのか、「大ニ皇基ヲ振起」する為だと御沙汰になつて居るではないか。然るに欧米に留学する日本人中に唯智識を世界に求むることにのみ熱中して、学問の大目的たる皇基を振起することを忘るゝものがある」（『精神』六〇七頁）。この論理は、先に紹介した徳川斉昭の「攻撃」に通ずるものがあることは容易に理解できよう。そしてこれは、機関説という不敬の言辞を弄した美濃部が、「明

治天皇の御思召」に反する者であることを示唆していることは、このあとに、明治十四年、加藤弘之がその著『真政大意』『国体新論』において「天賦人權に依り国体に反する議論を唱へ」たことに對し、海江田信義らの批判にあつて「全く自分の学問が足らなかつた為であつた、あの様な謬見妄説を世に流布して、後進を誤つては申し訳のない次第であるから、私はあの二つの書物は滅版しますと」悔い改めてみずから絶版とした逸話を掲げたことから明らかである（『精神』一一二―一三頁）。また明治七年吉井友実が「御内帑金を賜つて」洋行し、帰朝後奉呈した英国人トッド (Alpheus Todd) の著『英国議院政治』を、元老院創設後、天皇が「建国ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メントス」云々との勅語とともに議長有栖川宮熾仁親王に下賜した事実を引き、「御下賜になつた御思召は如何であるか分らないけれども、或は英国の憲法は歴史の中にあるから之を研究して憲法起草せよとの厚き御思召ではなかつたかと私は恐察し奉ります」と述べ、天皇がいかに国体を念頭に置いていたかを強調する（『精神』九―一頁）。

次に明治天皇の「御思召し」を受けた起草者たちの姿勢が語られる。まず諸外国の憲法調査の経過について触れるが、その基本姿勢として明治十五年三月伊藤博文の出發に伴い賜つた勅語を掲げる。そこで強調されるのは「立憲ノ政体ヲ大成スルノ規模ハ固ヨリ一定スル所アリト雖モ」という箇所で、天皇は「立憲政体の基礎」を国体に置いて起草せよという方針を「固より御極めになつて居」たことであつた（『精神』一八頁）。起草者はそれに基づき各国の憲法を調べた結果、例えば「主権民に在りと云ふ論を学者も唱へ、人民も之を信じ、是が国論となつて居る。故に氣に入らなければ皇帝であらうと何であらうと、忽ち之を廢して共和政府を建てる。共和政府でやつて見て

いなければならない、又皇帝になるべき人を選んで其の位に即かせる。皇帝は殆ど人民の選ぶが儘になつて居る。随つて此の国の憲法の原則は主権民に在りと皇帝又大統領は機関なりと云ふ理論の上に組立てられたもの」であるフランス、「上院に於いては主権は諸国王に在ると云ふ代表者があり、又下院に於いては主権民に在りと云ふ人民の代表者が居る。さうして其の上に在る独逸皇帝であるから、諸王国の代表者の如くも見え人民の代表者の如くも見えて、其の眞実の名称から云へば洵に憲法上首尾一貫して居らない。然し乍ら独逸皇帝は帝國建設の歴史から見ても又其議院の組織から論ずるも國家の機関なりと云ふことは適當であらう」というドイツ、そして成文憲法は持たないながら、「国王と貴族と人民との三種族が議會に集つて英國の政治をする」と云ふことを「英國の基礎的政治の原則」とし、「此の三種族の中の一つを欠けば基礎的政治の原則が破壊さるゝことになる」「君民共治」を主義とする英國などの、憲法もしくは政治的原則のいずれもが、日本の国体に不適合であると判断したのであつた（『精神』一九―三一頁）。

ついで憲法起草の過程については、上述のように各国憲法が国体に適合しないため、起草者たちは明治九年の勅語（「我カ建国ノ体ニ基キ広ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ」）に沿つて「国体を本として起草した」沿革を述べ、それが「即ち第一条と第四条」であつたとする。第一条は国体そのものを表し、第四条は「統治の有様」を表す（『精神』三四―三六頁）。

金子はここで、明治十七年伊藤博文との間で交わされた国体論争に言及する。伊藤は国体とは国土・人民・言語・風俗等から構成される「ナショナル・オーガニゼーション (National Organization)」のことで、国内の土地を切り崩して鉄道を敷設すれば国体が変わるように、郡県から立憲制に変えれば

国体が変換すると理解した。一方金子はそれは国体と政体を混同していると
して、国体とは外国語に翻訳すべき適当な語はなく、しいて訳すとすればバ

ーク (Edmund Burke) の唱えた「基礎的政治の原則 (Fundamental
Political Principle)」がこれに近いとする。日本の国体は「万世一系の天子が、
万々歳の後までも君臨し給ふ。是れが即ち国体の尊厳であらねばならぬ」と
述べ、国体の変換はあり得ないとして議論は平行線に終わった。ところが明
治四十一年、憲法実施二十年記念祝賀会において伊藤は「皇上陛下が憲法の
政治を建てさせられんとするに付ては、其憲法は国体に如何なる関係を及ぼ
すや否やと云ふ説、当時学者間に於ても種々の議論があつた、然るに吾輩は
憲法政治は断じて国体を変更するものに非ず只政体を変更するのみと主張し
た」と、金子の意に沿つた演説をしたという。金子はこれについて「伊藤公
は口では「君の説は間違つて居る」と言はれたけれども心では同意せられた
ものならん乎」と述べているように、伊藤をも論破したことを紹介するこ
とで、国体論者としての自己の正当性を強調しているように思われる。

さて次に、憲法制定に対する明治天皇の並々ならぬ精勵振りを伝える逸話
を紹介する。枢密院における憲法会議に天皇は一度も欠席せず「御勉強あら
せられ」、「暑寒共に厭はせられず」、たとえ「皇子昭宮が薨去せられた」時
も「皇国の重大政務」である憲法制定を優先させたほど「大御心を注せ給ふ
た」ことを指摘して、この憲法がいかに尊いものであるかを強調する(『精神』
三八〜四一頁)。

こうして憲法が完成し發布されたが、その後議院制度調査のため明治
二十二年金子が欧米に派遣された際、米仏英各国の憲法学者・政治家により
憲法と起草方針が絶賛されたことを述べる。その評価された点とは、広範な

天皇大権の存在や、欧米憲法を参照しながらも自国の歴史・習慣を基礎とし
た点であつた。

このようにみれば「我が日本の憲法は日本に二千五百有余年来継続して居
る国体と云ふものに基いて出来たのであつて、欧米諸国の憲法の如く帝王の
圧迫に堪へずして貴族と人民が鋒を逆まにして帝王に迫つた結果出来た憲法
とは違ふ。又欧米諸国の如く人民が自由民権を主張する為に帝王に迫つて制
定せしめたのでもない。全く明治天皇の遠大なる御思召に依つて欽定せられ
たる憲法であるから外国の憲法と日本の憲法とを併せて同一の理論を以て解
釈する事は抑々誤つて居る」のであつた(『精神』四頁)。最後にあたり金子
はこの現状における国民のあるべき姿勢を説く。ここで引き合いに出される
のも、先に紹介したヘイス、ムーンの合著『近世史』である。

其の中に非常に私に感動を与へたことがありました。其の句に曰く、欧
洲大戦に於いて、彼の国威赫赫たる独逸帝国は亡び、露西亜も亡び、埃
太利も亡び、三大帝国は亡びてしまつた、今日欧羅巴に残つて居る帝国
は、英吉利、白耳義、伊太利等の諸国を算ふるのみである、併し是等の
諸国は帝国と云ふのも名のみであつて、其の実は民衆主義が権力を持つ
て居る、茲に眼を転じて全世界を見れば、神聖不可侵皇帝の存すは、唯
独り日本帝国一箇国のみと(『精神』五三〜五四頁)。

ところで、この『近世史』原典の当該部分は、最終章「今日の世界」の第
八節「政治の民主主義化」の中の一文であるが、実は引用部分は金子によつ
て巧妙な読み替えがなされている。そもそも『近世史』は世界史の概説書で
あり、ここは米國を筆頭に、西欧世界における共和制の發展を論じた部分で、
その論旨は十九世紀後半から世界的に普遍的な政治形態となつた共和政体の

中で今なお皇帝・国王・女王を戴く国家も存在するが、大抵の場合国王の権力は著しく制限され、実際は共和国と異ならない。君主・共和のいずれの国も成文憲法に基づいて民主主義と自由を擁護し、議會を設置し、内閣制度を採用している、というものである。金子は論理を逆転させ、かかる共和制の盛んな中で、「神聖不可侵皇帝の存す」る「唯独り」の国家としての「日本帝国」の存在を、あたかもヘイス、ムーンが絶賛しているかのごとく誇示するのである。⁽²⁵⁾

このように外国の「歴史の専門家」ですら「日本は世界無比の帝国であり又世界無比の憲法を有して居ること」を認めている。それは「吾々大和民族の非常な名譽であり矜りである」。金子は次のように締め括る。

私は豈に徒に弁を好む者ではないが、唯憲法制定の残存者の一人として明治天皇の偉大なる宏謨を奉戴し、伊藤公が其の卓見を以て起草せられたることを、諸君に説明する義務を尽さんと欲するのみである。吾々日本臣民は全力を尽して此の不磨の憲法を擁護しなければなりません。是が日本帝国の臣民として明治天皇に対し奉る義務である。「略」此の光輝ある憲法、此の世界無比の憲法が、少しも其の尊嚴を毀損することなく、益々其の光彩を發揮せんことを、吾々は日本臣民の義務として諸君と共に粉骨碎身して力を尽したいと思ひます（『精神』五四―五五頁）。

以上のように、憲法制定をめぐる明治天皇・起草者・欧米各国の碩学の動向といった具体的根拠を示しながら、金子は国体擁護の必然性を主張するのであった。

五、機関説批判と教育改革論

こうした主張を踏まえた上で、次に金子の機関説（美濃部）批判を、美濃部が二月二十五日貴族院で行ったいわゆる一身上の弁明の議事速記に対する金子の書き込み⁽²⁶⁾や「意見書」から検討してみたい。美濃部は機関説を唱えるにあたり憲法上の法理論として問題になる二点を挙げる。その第一は天皇の統治の大権が万能無制限なものか否かという点で、それを論ずる前提として、「我が国体ヲ論ジマスル者ハ、動モスレバ絶対無制限ナル万能ノ権力ガ天皇ニ属シテ居ルコトガ我が国体ノ存スル所デアルト言フ者ガアルノデアリマスルガ、私ハ之ヲ以テ我が国体ノ認識ニ於テ大イナル誤リデアルト信ジテ居ル者デアリマス」と述べた。金子はこれに、「古来の国是也」「誤ニアラス」と記している。また美濃部が憲法第四条及び憲法の上論をもって、「天皇ノ統治ノ大権ガ、憲法ノ規定ニ従ツテ行ハセラレナケレバナライモノデアルト云フコトハ明々白々疑ヲ容ルベキ余地モナイノデアリマス」としたのに対し、金子は「天皇ガ此憲法ニ依テ無制限ヲ有制限トセララル也」と記している。金子は、統治の大権を本来無制限のものと考えるが、明治天皇がみずからの意志によって「有制限トセラレタ」ことを重要視する。つまり日本の憲法は欧州諸国のように「君主の専權を制止する為に發生し」たのではない、のである。第二は、法律上の觀念として天皇の國家統治の大権が天皇一身に属する権利なのか、または国の元首として総攬する權能なのかという点で、美濃部はわが國開闢以來の歴史に照らし、天皇がいわゆる「シラス」型統治を続けてきたとして後者をもって解するのが正しいとする。金子は「シラス」型

統治については一切言及せず、美濃部が「法律学ノ初歩ヲ学ンダ者ノ熟知ス

ル所デア」とする「権利」の觀念を、「箇人間の問題にて天皇に適用すへきものにあらす」とし、「約言スレハ憲法ヲ解釈スルニ私法ノ論理ヲ以テスルノ誤ニ出テタリ。憲法ハ其国ノ歴史ト慣例トヲ以テ解釈スヘキモノ也。是レ欧米ノ憲法学者ノ定論也。英米ノ憲法ニ於テ此意味明確也」と記し、美濃部の法律学者としての姿勢自体を批判するのである（これは「意見書」において、「天皇機関説に陥りたる原因」の「第二」として挙げられている点、すなわち帝国憲法を解釈するに憲法・国際法に適用すべき「歴史的法学」（ヒストリカル、デューリスブューデンス）ではなく、本来民法・商法・刑法等の私法に適用すべき「哲学的法学」（フヒロソフヒカル、デューリスブューデンス）をもってしたことへの批判と同様のものである）。続いて「天皇ハ国ノ元首トシテ、言換レバ国ノ最高機関トシテ此国家ノ一切ノ権利ヲ総攬シ給ヒ」という機関説の核心部分に対し、金子は「最高機関」の真横に「天賦也」と記した。さらに美濃部が機関説とは、国家を一つの生命を有し、ゆえに目的を有する「団体」、法律学でいう「法人」と觀念し、天皇はこの法人である国家の元首として国家を代表して一切の権利を総攬し、天皇が憲法に従つて行ふ行為がすなわち国家の行為として効力を生ずるとし、「憲法ノ条文ノ中ニハ、国家ヲ法人ト見ナケレバ説明スルコトノ出来ナイ規定ハ少ナカラズ見エテ居ルノデアリマス」と述べたことに対し、金子は「法人ト見ナケレバ」の部分に「法人ニアラス歴史的也」と記した。対応語句に若干統一のとれていない感があるが、つまり金子はここで、憲法は、日本の歴史（国体）を基礎として解釈せねばならず、天皇の地位は「機関」などではなく、「天賦」すなわち皇祖神の神勅によって授けられたものであると述べているとい

えよう。

金子の批判は、憲法を解釈する際の「法律学」自体に向けられ、内容以前の問題であつた（金子の機関説批判の理由の一つにはそれがドイツ国法学の流れを汲むものであるということもあつた。「独逸流の憲法學理に依れば帝王は國家の機関なり。其機関にして雄大強固なる時は人民は謳歌歎呼すれども一朝民意に反すれば忽ち廢止するに至る。近き例を見て知るへし。彼の威權赫々たる独逸皇帝は全歐は勿論、遠く東洋迄威壓するの權勢ありたれども一たひ歐洲大戦争にて失敗すれば人民は皇帝を廢し共和政府を新設す。朝には王冠燦爛として其首に輝けとも夕には異境の幽囚となる。依て日本に独逸流の憲法學說の伝播することは我國体を傷け、皇室を危くする所以なり。可恐可謹」（『日記』十六・十七）。

では、このような「誤」はなぜ起るのであるか。金子はいう。「我學生は高等學校及び大學に於て日本の歴史及び國体を深く研究せず、又半知半解の外國語の素養を以て卒業後直ちに歐米に赴き大學に入り憲法及法律は只其紙面の文字を読むに止り、深く各國特種の憲法政治發達の歴史を專攻せず、歸朝の後未熟の學識を以て我憲法を解説するか故に欽定憲法の真髓を解得することを得ず、只皮相の解説をなす」と。

さてここで金子は批判の矛先を転ずる。「今日此等學者等か天皇機関説を主唱したりとて攻撃難詰するは抑も亦末也。何んそ其本を責めざる乎。彼學者をして此僻説に陥らしめたるは我教育制度か其本を作りたるなり」。その教育制度とは「大學に進入する準備」を司る高等學校における「外國歴史十に對し日本歴史二」という歴史教育の比率である。このように「自國の歴史を輕んじて外國の歴史に重きを置きたる結果は日本帝國の國体を知らず終に

外国の思想と学説とに傾くに至る。是れ今日天皇機関説の如き誤りたる論説をなすに陥るは必然の事なり」。こうして金子は機関説批判を自身の教育改革論提唱の根柢に結びつけるのである（以上、「意見書」）。

以上のごとく、憲法は国体を成文化したものであり、したがってその憲法を解釈するには自国の歴史をもつてするしかないのであった。ところが美濃部ら「外国の歴史に重きを置きたる」教育を受けた法律学者が「私法ノ論理ヲ以テ」憲法を解釈した結果、機関説のごとき「僻説」に陥った。ここにおいて金子は、「我国体と歴史に背反するか如き」機関説の撲滅に奔走し、併せてその原因となったわが国の教育改革を提唱する。それは国体擁護を念とした明治天皇に対する「日本臣民」としての「義務」だからである。

おわりに

最後にこれまでの内容をまとめ、金子の政治意識を明らかにしたい。

十九世紀末以降、殊に第一次大戦後の世界的な君主制の崩壊・衰微は、国体擁護を政治的信条とする金子に強い危機意識を抱かせた。こうした世界情勢の中で、国内には「民衆主義」「共産・社会主義」が台頭し、国体擁護の精神を涵養すべき教育界、殊に帝国大学における思想險悪、赤化教授の出現は金子に極めて大きな衝撃を与えた。さらに華族の中にも不逞・赤化華族が現れるなど、「皇室の藩屏」としての自分が果される状況とは程遠い有様だった。かかる状況に対処すべく、金子は根本的な教育改革を主唱するが、当局によって実行に移されることはなかった。こうした中で、美濃部の天皇機関説が問題化する。この事態は、憲法解釈の問題が絡むため、「憲法制定の

唯一の残存者」たる金子に注目が集まる好機と捉えられた。金子が「残存者の義務」を強調したり、講演が政府・軍部の公的な依頼に基づいての行動ということにこだわっているのはその証拠である。岡田首相・林陸相以下、政府・軍部への「意見書」の提出の結果、金子は文部省その他において憲法制定の精神について講演する機会を得る。そこで語られたのは、明治天皇がいかに国体を重視し、かつ起草者がいかに天皇の「御思召し」を体してその任にあたったか、さらには制定された憲法が欧米の専門家の間でいかに高評価を受けたかということであり、それを語る意味は、明治天皇の「御思召し」を国民に周知せしめ、国体擁護に向け、各々その本分を果すべく認識させることにあった。金子が国体を擁護し、機関説を排撃することは、明治天皇の「御思召し」を体すること、すなわち明治天皇の意志を「代弁」することなのであった。

さてここに、金子の政治意識を考える上で興味深い場面がある。金子は機関説問題が加熱する最中の昭和十年五月二十二日、宗秩齋総裁木戸幸一を自邸に招き、「宮内省近來の弊風を指摘」した。その中に次のような発言がある。「宮内省に一木喜徳郎が大臣となりたる以来大学出身の法学士を以て要部に充て、従來の慣例を敗る」「各般の事、只々規則一天張にて少しも情を顧みず、冷刻頑固なり。明治天皇以來は皇恩の有り難きは情の厚きにあり。今日は法律論の理屈にのみ抗泥して明治天皇以來の重臣を蔑視する傾向あり」「若し其俣にして匡正せされは皇室の恩光は其輝を減し、重臣は勿論勤王の諸士も亦次第に皇室に遠さかり、皇室の藩屏たるもの、減少するに至らん。今日の天皇機関説の囂々たることを宮内省反省して改めざる乎、若し此俣に抛棄すれ〔は〕天皇機関説は其潜勢力を増加せん。又君側を姦を除けと云ふ声は益々

高くならん」(日記)。

これは宮内省への批判だが、決してそこに限定されるものではなからう。一木以下の「大学出身の法学士」は学識偏重の象徴、言い換えれば『弘道館記』にいう「俗儒曲学の徒」に擬せられているのではなからうか。そうであるならば、それに対置する自身は「尊厳なる国体を維持して皇猷を翼賛」する忠義の臣と観念しているとみることができるところから、ここからは極めて観念的ながら、天皇の臣として行動をすることを至上のものとする金子の政治意識が知られよう。

これまでみてきたように、金子は国体擁護のため極めて精力的に活動した。金子のいう国体とは自身が述べるように、『弘道館記』の実際の執筆者藤田東湖に代表される後期水戸学の国体といえようが、東湖のいう国体とは必ずしも明確な定義を与えられないものという⁽²⁾。しかし金子にとって国体は万世一系の皇統の「尊厳」を表せばそれでよく、その擁護は明治天皇の「思召し」であると「恐察」すること、すなわち明治天皇の意志と国体擁護を結合させることによって「国民の義務」として重みを持たせることができるのである。このようにみるならば、国体に反する機関説を撲滅し、また皇室の尊厳を危うくするような思想の台頭を防止するための根本的な教育改革論の提唱といった金子の行動は、まさしく「皇室の藩屏」として「皇室の恩光」の「輝」を増進させるべきものにはかならない。以上が国体明徴問題を通じて得られる、金子の政治意識の実相である。

註

(1) 金子の研究状況は、高瀬暢彦「金子堅太郎史料の現在」(高瀬暢彦編『金子

堅太郎著作集』五集、日本大学精神文化研究所、二〇〇五年)参照。

(2) 「意見書」は次の三点が確認できる。①岡田啓介宛(伯爵金子堅太郎(旧大日本国帝国憲法制定当時その制定に関与した残存者)より岡田内閣総理大臣に提出した意見書)(国立公文書館蔵「国体明徴問題」2A-04000・窓00065100)、②加藤寛治宛(加藤宛金子昭和十年四月一日付書翰同封意見書(伊藤隆他編『続現代史資料』五・海軍、みすず書房、一九九四年、六二九―三三頁)、③真崎甚三郎宛(真崎宛金子昭和十年四月七日付書翰同封意見書(国立国会図書館憲政資料室蔵「真崎甚三郎関係文書」R 51-518-2)。いずれも同文、タイプ印刷。引用にあたっては①を使用する。

(3) 文部省思想局編、日本文化協会出版部、一九三五年、以下、「精神」と略記する。なお、これを増補して刊行したものが、『憲法制定と欧米人の評論』(文部省推薦、日本青年館、一九三七年。同書は高瀬暢彦編『金子堅太郎自叙伝』二集、日本大学精神文化研究所、二〇〇四年、で復刻されている。以下、「評論」と略記)である。

(4) 金子堅太郎「明治大帝と憲法制定」(政治教育協会編『政治教育講座』二巻・国際篇、政治教育協会、一九二六年)。

(5) 鈴木正幸「近代天皇制の支配秩序」校倉書房、一九八六年、一七七―二〇〇頁。

(6) 金子堅太郎「日本の発展と漢学の勢力」(『斯文』一編一号、一九一九年二月)。

(7) 日本大学総合学術情報センター金子文庫蔵「金子堅太郎日記」昭和六年四月十五日条。以下「日記」と略記し、使用に際しては原則として本文中に典拠を示す。

(8) The Macmillan Company, 1923. 同書は一九三〇年に増補再版され、その全訳がC・H・ヘイス、P・T・ムーン／高木健太郎訳『近代世界史講話』上・下、三邦出版社、一九四三年、として刊行されている。

(9) 金子堅太郎「教育勅語と世界の反響」(昭和五年十月二十四日、教育二関スル勅語御下賜四十年記念講演、於東京文理大学。高瀬暢彦編『金子堅太郎著作集』

二集、日本大学精神文化研究所、一九九六年、四五～四六頁。

(10) 安達謙藏宛金子堅太郎昭和八年三月二十二日付書翰（国立国会図書館憲政資料室蔵「安達謙藏関係文書」R1-9-4）。

(11) 照沼康孝「戦時下大学自治の一断面」（東京大学史料室編『東京大学の学徒・学徒出陣』東京大学出版会、一九九八年、一八二頁）。

(12) 金子堅太郎「憲法制定と東湖先生」（川崎巳之太郎編『東湖会講演集』保生舎、一九二四年、一七～一八頁。一部文章の異同があるが、のち「憲法制定と藤田東湖」〈回天時報〉一一〇号、一九三三年一月）として再掲。

(13) 日本大学総合学術情報センター金子文庫蔵「言志録」。この記載の部分に同新聞の切抜が貼付されており、金子筆で「昭和九年九月廿八日国民新聞」とあるが、二十七日の誤りである。

(14) 『東京朝日新聞』昭和九年四月一日、木戸日記研究会校訂『木戸幸一日記』上、東京大学出版会、一九六六年、三二七頁、昭和九年三月三十一日条。

(15) 小田部雄次『華族』中公新書、二〇〇六年、二五六頁、『木戸幸一日記』上、三二七頁、昭和九年四月二日条。

(16) 『東京朝日新聞』昭和九年四月十四日、十五日。

(17) 木戸幸一宛湯浅倉平昭和九年七月三十日付書翰同封同九年七月二十七日付「金子伯ノ意見書」（タイプ印刷。なお木戸宛湯浅書翰は残存せず、封筒のみ。国立国会図書館憲政資料室蔵「木戸家文書」R28-51-1）。同意見書は昭和十年二月二十五日、宗秩齋総裁木戸幸一・新任華族会館長鷹司信輔にも送付された（『日記』同日条、木戸宛金子同日付書翰同封意見書〈木戸家文書〉R28-51-2。金子筆で「徳川家達会館長に呈出せし意見書」とある）。

(18) 貴族院令制定に携わり「貴族院のオーソリテイ」と目された金子が、議会開設にあたり華族の自覚喚起に力を入れたことは小林和幸によって指摘されている（『明治立憲政治と貴族院』吉川弘文館、二〇〇二年、四六～八一頁、「史料紹介 金子堅太郎の明治二十三年七月三十一日「華族会館ニ於ケル演説筆記」について」〈駒沢史学〉五九号、二〇〇二年七月）。なお明治三十二年、金子

は「ロード、プロハム」(Lord Brougham「ブルーム卿」は、英国の政治家・法律家・著述家ヘンリー・ピーター・ブルームHenry Peter Brougham)の「アリスタラシー」(これはブルーム『政治哲学』(Political philosophy)中の「貴族：貴族政府」(Of aristocracy. Aristocratic governments)ではなくかと思われる)を参照して「貴族論」(鈴木重雄発行)を著し、その第十五「貴族ト帝室ノ関係」において華族のあり方を論じている。

(19) 「加藤寛治日記」昭和十年三月十七日条（『続現代史資料』五・海軍、二九三頁）。金子と加藤は、昭和五年のロンドン海軍軍縮問題で加藤が統帥権をめぐる憲法解釈を金子に依拠して以来親交があった。

(20) 加藤寛治宛金子堅太郎昭和十年四月一日付書翰（『続現代史資料』五・海軍、六二九頁）。

(21) 「橋本次官業務要項覚」（高橋正衛編『現代史資料』二三・国家主義運動・三、みすず書房、一九七四年、四〇三頁）。

(22) 原田熊雄述「西園寺公と政局」四卷、岩波書店、一九五一年、二五九～二六〇頁。原田はこの動きを、枢密院副議長平沼騏一郎と関係の深い同書記官長二上兵治の策動の一環と見ているが、彼らの動きとは無関係と思われる。なお金子は八月三日に蔵相高橋是清、十月十四日に内相後藤文夫の訪問を受けているが、その際諮詢の件につき尋ねたところ、高橋は「其事は少しも知らず遺憾なりと驚き」、後藤は「何とも答へざりし」という（『日記』）。

(23) 『評論』八五～九七頁。この逸話は金子の多くの講演・著述等で繰り返し語られている。比較的時期の早いものとして、「憲法制定懐旧談」（『国学院雑誌』二五巻四号、一九一九年四月、於同大学主催憲法発布三十年記念講演会）、金子堅太郎談「憲法上国体の研究」（平塚篤編『伊藤博文秘録』春秋社、一九二九年、三七七～三八二頁）等。

(24) 「精神」四二～五二頁。小林和幸は、金子が講演の基礎資料とした明治二十二年、自身の議院制度調査終了後の報告書「欧米議院制度取調巡回記」の紹介「史料の窓 金子堅太郎の欧米議院調査と帝國憲法」〈法律時報〉八三二号、

一九九五年一〇月において、米国マサチューセッツ州最高裁判所判事ホームズ (Oliver Wendell Holmes, Jr.) の「日本憲法は天皇の大権の或る部分を拘束して、本年よりは日本人民に政治上の生命を与へられ、而して此の政治上の生命は古来未だ嘗て存在せざるものなり。此の政治上の生命あれば即ち其の政府を称して立憲政府と謂はざるを得ず」との評価に注目し、それこそが憲法起草者が細心の注意をもって留意した点である、と述べている。ところが金子は「精神」においてホームズ意見の要点を、外国憲法をそのまま翻訳することの誤り、その固固有の歴史・習慣に基づいて憲法を起草すべきことに帰し、前記の点には一切触れていない。ただ「評論」においては報告書掲載のホームズ意見を全文掲載したが、傍点を付して強調したのは「精神」と同様の点である。

(25) 「評論」では「此の如く「ハイ」及「ムーン」の二学者が賞讃して居る」とある(三五三頁)。こうした金子の洋書の読み替えの巧妙さについては山下重一が極めて興味深い指摘をしている(座談会 初代校長金子堅太郎(上)) (『桜門春秋』八四号、二〇〇〇年夏季号、七二―七三頁)。

(26) 日本大学総合学術情報センター金子文庫蔵「官報」号外、昭和十年二月二十六日。この「官報」は三月九日、右翼団体紫雲荘主宰橋本徹馬によってもたらされたものであることが「日記」の記述から知られる。

(27) 鈴木映一「藤田東湖の思想」(『日本歴史』四一三号、一九八二年一〇月、三―四頁)。

〔追記〕 本稿は日本大学総合学術情報センター所蔵史料に多くを依拠している。閲覧に際しては林久美子氏をはじめ同センター職員の方々に大変お世話になった。この場を借りて御礼申し上げます。